

名古屋大学大学院法学研究科及び立命館大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定

名古屋大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と立命館大学法学部（以下「乙」という。）は、令和 2 年 3 月 26 日付元文科高第 1293 号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第 1 条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

1. 別紙第 2 条第 2 号に記載の、法曹進路プログラム設置に関する立命館大学法学部学部則を第 5 条第 3 項から第 5 条第 5 項へ変更する。
2. 別紙第 5 条第 2 項第 1 号中、『本法曹コース』を『本法曹進路プログラム』へ変更する。
3. 別紙 1「1. 乙の法曹進路プログラムの教育課程編成の方針」に「乙の学生のうち、司法特修に所属する学生は、卒業するためには、学部基礎科目につき 14 単位以上を修得し、司法特修独自科目につき 30 単位以上を修得しなければならない。また、司法特修に所属する学生のうち法曹進路プログラムの履修者が同プログラムを修了するためには、卒業することに加え、次に掲げる要件のすべてに該当することが求められる。
 - ① 法曹進路プログラム必修科目 60 単位を修得していること。
 - ② 前号の修得科目の累積の GPA が 3.0 以上であること。

なお、法曹進路プログラムへの登録の申請は、司法特修所属決定時に行うことができるものとし、同プログラムへの登録は、辞退することができるものとする。」を追加する。

4. 別紙 1「2. 5 年一貫型教育（法曹進路プログラム教育課程編成の方針についての補足説明）」の（2）対象学生の選抜等 ①司法特修選択で「司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目及び選択科目を履修することが可能となる。」から「司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目を履修することが可能となる。」に変更する。また、（3）5 年一貫型教育の修了要件の②「法曹進路プログラム修了要件（別表 1－1 記載の通り、必修科目 52 単位及び選択必修科目 2 単位以上を修得し、かつ、修得したこれらの科目の GPA が 3.0 以上であること）を満たすこと」を「法曹進路プログラム修了要件（別表 1－1 記載の通り、必修科目 60 単位を修得し、かつ、修得したこれらの科目の GPA が 3.0 以上であること）を満たすこと」に変更する。
5. 別紙 1「3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程」の別表 1－1 のとおり、選択必修科目 3 科目を必修科目に変更する。またその補足説明も表に合わせて修正する。
6. 別紙 1「3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程」の別表 1－2 の補足説明※ 4「法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅲ（統治 2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ

（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」「特修商法」「特修行政法」の14科目の単位数、計36単位、および、「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」の3科目の中から2単位以上を修得しなければならない。」を「法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅲ（統治2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」「特修商法」「特修行政法」「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」の17科目の単位数、計42単位を修得しなければならない。」に変更する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、法第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年6月12日

甲

乙

学長（代理人） 横溝 大

学長（代理人） 宮脇 正晴

<別紙>

名古屋大学大学院法学研究科及び立命館大学法学部の法曹養成連携協定

名古屋大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と立命館大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、学部段階からの体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、「法化社会を支え推進する法曹の養成」という課題について、さらなる寄与を行うことを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 名古屋大学大学院通則第2条に規定する甲の実務法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 立命館大学法学部学部則第5条第5項に規定する乙の法曹進路プログラム（以下「本法曹進路プログラム」という。）

（法曹進路プログラムの教育課程）

第3条 乙は、本法曹進路プログラムの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（法曹進路プログラムの成績評価）

第4条 乙は、本法曹進路プログラムの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹進路プログラム早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹進路プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹進路プログラムの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹進路プログラムの学生に対し、第1条に定める法曹養成のために適切な学修指導を行う教員を配置すること
- 二 乙は、前号に関して、学生の満足度を把握するため、少なくとも年に2回は前号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する

連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹進路プログラムにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹進路プログラムの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 乙の求めに応じ、本法曹進路プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、連携法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹進路プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

第7条 甲は、本法曹進路プログラムを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹進路プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹進路プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入

れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年6月12日

甲

乙

学長（代理人） 横溝 大

学長（代理人） 宮脇 正晴

<別紙第1>

1. 乙の法曹進路プログラムの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院での教育との円滑な接続を図り、乙の学生が体系的かつ段階的に七法分野を中心とした法律科目を学ぶことができるようにするため、法曹コースの教育課程を次のように編成する。なお、乙の法曹コースを「法曹進路プログラム」という。

* * *

乙の教育課程は、1年次において、すべての学生が同一のカリキュラムの下で学修を進め、2年次以降において、法政展開、司法特修、公務行政特修のいずれかのコースに所属して学修を進めるという構造をとっている。そこで、法曹進路プログラムを、法曹をはじめとする法律専門職を志望する学生のために設置されたコースである司法特修の中に設置する。そして、法曹進路プログラムを履修することができる者を、乙の学生のうち、司法特修に所属する学生に限定する。

法曹進路プログラムは、法曹進路プログラム科目と呼ばれる科目群を履修することを内容とするものとし、同科目群は、1年次春学期から2年次春学期にかけて開講される学部基礎科目に属する科目と、2年次春学期以降に開講される司法特修独自科目に属する科目とによって構成されるものとする。

このうち、学部基礎科目である法曹進路プログラム科目に関しては、乙のすべての学生が履修することのできる科目として、「憲法Ⅰ（総論・統治1）」「憲法Ⅱ（人権）」「民法Ⅰα」「民法Ⅰβ」「民法Ⅱ（債権各論）」の5科目を開講し、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、「刑法総論（法曹）」を開講する。一方、司法特修独自科目である法曹進路プログラム科目に関しては、乙のすべての学生が履修することのできる科目として、「憲法Ⅲ（統治2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」の8科目を開講し、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」の4科目を開講する。以上の各科目は、連携法科大学院での教育を受けるのに必要な基礎的知識を獲得するとともに、これを基礎として個々の事例につき思考する能力を涵養することを目的として開講するものとする。

また、司法特修独自科目である法曹進路プログラム科目に関しては、以上で挙げたもののほか、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」「特修商法」「特修行政法」の5科目を開講する。これらの科目は、主として文章作成能力を涵養することを目的として開講するものとし、双方向性を確保するため、小集団科

目とする。

このほか、法曹進路プログラム科目を構成するものではないが、司法特修に所属する学生のみが履修することのできる科目として、弁護士の指導の下、模擬裁判を行うことを内容とする「訴訟法務入門演習」と、法律事務所などで実習を行うことを内容とする「法務実習」を開講する。これらの科目は、司法特修に所属する学生のキャリア形成を支援することを目的として開講するものとする。

乙の学生のうち、司法特修に所属する学生は、卒業するためには、学部基礎科目につき 14 単位以上を修得し、司法特修独自科目につき 30 単位以上を修得しなければならない。また、司法特修に所属する学生のうち法曹進路プログラムの履修者が同プログラムを修了するためには、卒業することに加え、次に掲げる要件のすべてに該当することが求められる。

- ① 法曹進路プログラム必修科目 60 単位を修得していること。
- ② 前号の修得科目の累積の GPA が 3.0 以上であること。

なお、法曹進路プログラムへの登録の申請は、司法特修所属決定時に行うことができるものとし、同プログラムへの登録は、辞退することができるものとする。

2. 5年一貫型教育（法曹進路プログラム教育課程編成の方針についての補足説明）

（1）5年一貫型教育の概要

法曹進路プログラムは、乙の司法特修を選択する学生（司法特修選択学生）が履修できる教育プログラムであり、乙における5年一貫型教育は、司法特修選択学生のうち法曹進路プログラムを履修している学生が、早期卒業制度を活用し、早期卒業の候補者として年間登録上限単位数（合計）48単位の中で法曹進路プログラム科目を履修するものである。

（2）対象学生の選抜等

乙における対象学生の選抜は以下のとおりとする。

① 司法特修選択

司法特修選択を希望する学生は1回生秋学期に申請することができる。希望者が105名を超えた場合は、GPAによる選抜を行う。司法特修選択が認められた学生は、法曹進路プログラムのすべての必修科目を履修することが可能となる。

② 5年一貫型教育（法曹進路プログラム）

司法特修選択学生のうち、5年一貫教育を受けることを希望する者は、1回生秋学期、2回生春学期もしくは2回生秋学期に早期卒業の申請を行う。

早期卒業の申請を行った者の中から、法学部教授会の議を経て、早期卒業候補者を決定し、これらの者が5年一貫型教育を受ける。司法特修選択学生のうち5年一貫型教育を受ける者は早期卒業の要件として（3）②記載のように法曹進路プログラムの修了要件を充足しなければならない（早期卒業制度の詳細は別紙第3に記載する）。

（3）5年一貫型教育の修了要件

5年一貫型教育の修了要件は以下の全てを満たした場合とする。

- ① 立命館大学法学部司法特修の卒業要件（別表1－2）を満たすこと
- ② 法曹進路プログラム修了要件（別表1－1記載の通り、必修科目60単位を修得し、かつ、修得したこれらの科目のGPAが3.0以上であること）を満たすこと
- ③ 立命館大学法学部早期卒業要件（別紙第3）を満たすこと

3. 乙の法曹進路プログラムの教育課程

<別表 1－1>

学	学	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	憲法Ⅰ（総論・統治Ⅰ）	2				
		民法Ⅰ α	2				
	後期	憲法Ⅱ（人権）	4				
		民法Ⅰ β	2				
2年	前期	憲法Ⅲ（統治Ⅱ）	2			英米法Ⅰ	2
		民法Ⅱ（債権各論）	4			司法過程論	2
		刑法総論（法曹）	4				
		特修憲法	2				
		特修民法	2				
	後期	民法Ⅲ（物権法）	2			英米法Ⅱ	2
		民法Ⅳ（債権総論）	2			日本法史	4
		刑法Ⅱ（各論）	4			西洋法史	4
		会社法Ⅰ（総論・企業統治）	2				
		行政法Ⅰ	4			※1	
		特修刑法	2				
3年	前期	民法Ⅴ（担保法）	2			法社会学	2
		家族法（法曹）	2				
		会社法Ⅱ（設立・企業金融）	2				
		特修商法	2				
		民事訴訟法（法曹）	4				
		刑事訴訟法（法曹）	4				
	後期	企業取引法（法曹）	2			アジア法	2
		特修行政法	2			法哲学	4
合計			60				※2

※1 選択科目のうち、連携法科大学院の法学既修者コースにおいて個別免除の対象となっている科目のみを記載する。

※2 選択科目に関しては、64 単位以上（卒業に必要な単位数 124 単位以上－法曹進路プログラムの修了に必要な法曹進路プログラム科目の単位数 60 単位以上）を修得することが必要である。なお、司法特修における卒業に必要な単位数の構造については、下記<別表 1－2>欄を参照。

<別表 1－2> 司法特修における卒業に必要な単位数の構造

科目区分		卒業に必要な単位数	
外国語科目	英語科目	6 単位以上	
	初修外国語科目	6 単位以上 ※ 1	
教養科目		18 単位以上	
専門科目 ※ 2	学部基礎科目	14 単位以上 ※ 3	78 単位 以上
	司法特修独自科目	30 単位以上 ※ 4	
	司法特修推奨科目	—	
	その他の専門科目	—	

124 単位
以上

※ 1 たゞし、留学生を対象として特別に実施する入学試験により入学した学生は、初修外国語科目に代えて、日本語科目の中から 6 単位以上を修得しなければならない。

※ 2 専門科目のうち、法曹進路プログラム科目は、学部基礎科目の一部と司法特修独自科目の一部とによって構成される。

※ 3 卒業するためには 14 単位以上を修得すれば足りるが、法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅰ（総論・統治 1）」「憲法Ⅱ（人権）」「民法Ⅰ α」「民法Ⅰ β」「民法Ⅱ（債権各論）」「刑法総論（法曹）」の 6 科目の単位数、計 18 単位を修得しなければならない。

※ 4 卒業するためには 30 単位以上を修得すれば足りるが、法曹進路プログラムを修了するためには、「憲法Ⅲ（統治 2）」「民法Ⅲ（物権法）」「民法Ⅳ（債権総論）」「民法Ⅴ（担保法）」「刑法Ⅱ（各論）」「会社法Ⅰ（総論・企業統治）」「会社法Ⅱ（設立・企業金融）」「行政法Ⅰ」「家族法（法曹）」「民事訴訟法（法曹）」「刑事訴訟法（法曹）」「企業取引法（法曹）」「特修商法」「特修行政法」「特修憲法」「特修民法」「特修刑法」の 17 科目の単位数、計 42 単位を修得しなければならない。

<別紙第2>

乙の法曹進路プログラムにおける成績評価の基準

成績通知書の表示	基準	評点	評価の割合 (対合格者)
A ⁺	所期の学習目標を完全に達成するか、または傑出した水準に達している	100-90	5%程度
A	問題はあるが、所期の学習目標を相応に達成している	89-80	25%程度
B	誤りや不十分な点があるが、所期の学習目標を相応に達成している	79-70	40%程度
C	所期の学習目標の最低限は満たしている	69-60	30%程度
F	単位を与えるためにはさらに勉強が必要である	59-0 (試験欠席者を含む)	---

<GPAの算出方法>

$5 \times \text{「A」修得単位数} + 4 \times \text{「A」修得単位数} + 3 \times \text{「B」修得単位数} + 2 \times \text{「C」修得単位数}$

A⁺、A、B、C、F評価の合計単位数

<別紙第3>

乙の法曹進路プログラムに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

第5条第1項の早期卒業制度は、法学部学部則第12条に基づき、以下のとおりとする

1. 申請資格・手続

早期卒業を希望する者は、法学部で定める手続に従い、以下のいずれかの時期に申請しなければならない。申請時期に応じて当該各号に定める要件を全て満たさなければならない。

(1) 1回生秋学期申請

- ① 卒業に必要な授業科目の累積グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が3.6以上であること。
- ② 学部基礎科目につき10単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- ③ 卒業に必要な授業科目を32単位以上修得していること。
- ④ 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

(2) 2回生春学期申請

- ① 卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.6以上であること。
- ② 学部基礎科目につき10単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- ③ 卒業に必要な授業科目を56単位以上修得していること。
- ④ 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

(3) 2回生秋学期申請

- ① 卒業に必要な授業科目の累積GPAが3.6以上であること。
- ② 学部基礎科目につき12単位以上を修得し、取得した学部基礎科目全体のGPAが3.6以上であること。
- ③ 卒業に必要な授業科目を78単位以上修得していること。
- ④ 明確な履修計画および学習計画を有していると学部長が認めること。

2. 早期卒業候補者の決定及び措置

上記申請を行った者の中から、申請のあった学期末において選考の上、法学部教授会の議を経て、早期卒業候補者を決定する。

早期卒業候補者は以下の措置を受けることができる。

- ① 2年次および3年次における各学期の受講登録単位数を以下の通り緩和する（法学部則第12条第6項）

登録上限	2年次		3年次		根拠規程
	前期	後期	前期	後期	
早期卒業候補者	23単位	25単位	24単位	24単位	法学部則第12条第6項
通常学生	21単位	21単位	20単位	20単位	法学部則第10条

- ② 2年次に「専門演習Ⅰ」・「専門演習Ⅱ」を含む3年次配当科目、3年次に「卒業研究」を含む4年次配当科目の受講を認める
- ③ 早期卒業候補者の指導教員による指導・助言を受けることができる

3. 早期卒業の認定要件

以下の要件を全て満たしている場合、早期卒業を認める。

- ① 3年次終了時に司法特修の卒業要件（別表1－2）を満たしていること
- ② 法曹進路プログラムの修了要件（別表1－1）を満たし、卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.5 以上であり、かつ、法科大学院の既修者コースの入学試験に合格していること
- ③ 面接および提出された専門演習論文（または卒業論文）により早期卒業にふさわしい学修成果が確認できること

4. 早期卒業候補者資格の喪失

早期卒業候補者は次の各号に定める時期までに当該各号に定める要件を満たしていない場合は早期卒業候補者の資格を失う。

(1) 2回生春学期終了時

- ① 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.6 以上であること。
- ② 卒業に必要な授業科目を 56 単位以上修得していること。
- ③ 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- ④ 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

(2) 2回生秋学期終了時

- ① 卒業に必要な授業科目の累積 GPA が 3.6 以上であること。
- ② 卒業に必要な授業科目を 78 単位以上修得していること。
- ③ 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- ④ 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

(3) 3回生春学期終了時

- ① 履修計画及び学習計画の達成状況を学部長に報告していること。
- ② 履修計画及び学習計画に沿った学習をしていること。

5. 早期卒業候補者の辞退

早期卒業候補者は各学期末において、乙が定めた手続きに沿って辞退を申し出ることができる。

＜別紙第4＞乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【5年一貫型教育選抜】

(1)募集人員

10 名

(2)対象者

甲との間で法曹養成連携協定を締結した大学の連携法曹基礎課程(以下「法曹コース」という。)の修了予定者又は修了者(当該大学に在学中の者に限る。)

(3)出願要件

出願の翌年の3月31日までに、乙の法曹コースを修了し、卒業する見込みであること。なお、出願書類及び出願手続は、各年度に公表される入試要項に従う。

(4)合否判定の方法

以下の項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①法曹コースの必修科目のうち、出願時までに単位を取得した科目の成績。
- ②入試要項に定める提出書類(志望理由書等)の内容。
- ③5年一貫型教育選抜において実施される口述試験の成績。なお、口述試験の内容は、法律基本科目の細かい知識を問うことよりも、広く法的思考力を問うものとする。

(5)その他

- ①5年一貫型教育選抜は、入学年度前年の9月以降の入試要項に定める日に実施する。
- ②5年一貫型教育選抜に合格した者が、その年度において法曹コースの修了要件を充足しなかった場合、甲の法曹養成専攻への入学資格を失う。
- ③法曹コースを修了し、入学する者の法学既修者認定の基準として、「連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表」に掲げる一括免除対象科目については、B以上の成績評価を必要とするものとし、対応する各科目の成績が当該水準に達していない場合は、法科大学院入学後に未修者コース1年次の該当科目を履修することとする。

【開放型選抜】

(1)募集人員

6名

(2)対象者

乙を含む全ての大学における法曹コースの修了予定者又は修了者(当該大学に在学中の者に限る。)。

(3)出願要件

出願の翌年の 3 月 31 日までに、乙を含む全ての大学における法曹コースを修了し、卒業する見込みであること。 なお、出願書類及び出願手続は、各年度に公表される入試要項に従う。

(4)合否判定の方法

以下の項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①憲法・行政法・民法・商法・刑法の論文式試験。
- ②法曹コースの必修科目のうち、出願時まで単位を取得した科目の成績。
- ③入試要項に定める提出書類(志望理由書等)の内容。

(5)その他

- ①開放型選抜は、入学年度前年の9月以降の入試要項に定める日に実施する。
- ②開放型選抜に合格した者が、その年度において法曹コースの修了要件を充足しなかった場合は、甲の法曹養成専攻への入学資格を失う。

【一般選抜】

募集人員は 34 名。対象者、出願要件、及び合否判定の方法等は、各年度に公表される入試要項の記載に従う。